

令和8年度 大崎市母子父子自立支援員兼女性相談支援員募集要項

1. 募集内容

(1) 勤務場所及び募集人数

こども家庭センター（民生部子育て支援課） 1人

(2) 職務内容

母子・父子家庭に関する相談業務及びDV等の女性相談等に関すること

(3) 勤務時間

月曜日から金曜日の週5日、9時から17時までの7時間

※相談内容・業務によっては土・日曜日、勤務時間外に勤務する場合があります。

2. 応募資格

・特になし。ただし、社会福祉士免許、保育士免許、教員免許を有する場合、又はひとり親福祉に関する相談員の経験がある場合、なお可

次のいずれにも該当しない人（地方公務員法第16条）

ア 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまでまたはその執行を受けることがなくなるまでの者。

イ 大崎市において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者。

ウ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、またはこれに加入した者。

3. 応募方法

市販の履歴書に必要事項を記入し、履歴書左上に朱書きで「令和8年度 母子父子自立支援員」と記載し、資格証の写しまたは資格取得見込証明書を添付（資格を有する場合）のうえ、大崎市民生部子育て支援課（〒989-6188 大崎市古川七日町1-1）へ持参もしくは郵送により提出。

上記履歴書等のほか、受験票送付のための住所等を記載し110円切手を貼付した封筒を併せて提出してください。

※持参により提出する場合は、2階の子育て支援課に提出

4. 受付期間

令和8年1月5日（月）～令和8年1月19日（月）（土曜・日曜、祝日を除く）

郵送の場合を含め、1月19日（月）午後5時必着のこと。

5. 選考日等（面接試験）

令和8年2月8日（日）

（選考会場と時間は応募者に別途通知します。）

6. 選考

- ・「1. 募集内容」で示す人数を採用予定。

7. 雇用期間

令和8年4月1日～令和9年3月31日

8. 給与及び社会保険等

209,500円～218,500円

期末・勤勉手当あり 通勤手当あり 社会保険・雇用保険加入

地方公務員災害補償法適用

※市の常勤職員の給与改定に準じて、報酬及び期末手当・勤勉手当が増額または減額となる場合があります。

9. 選考結果

令和8年2月下旬までに通知します。

10. 身分

地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の2に規定する会計年度任用職員です。なお、この任用は、任期の定めのない職員の採用に際して、いかなる優先権をも与えるものではありません。